

# 第4次県有林管理計画



計画期間 自 令和 3年4月 1日  
至 令和13年3月31日

山 梨 県

## 目 次

### はじめに

第1章	県有林計画の沿革	1
第1	県有林の成立	1
第2	県有林計画の沿革	1
1	施業案の編成及び検訂期【1914（大正3）年度～1956（昭和31）年度】	1
2	臨時植伐計画の編成期【1957（昭和32）年度～1961（昭和36）年度】	2
3	段階的編成期【1962（昭和37）年度～1975（昭和50）年度】	2
4	経営計画編成期【1976（昭和51）年度～2005（平成17）年度】	3
5	管理計画編成期【2006（平成18）年度～】	3
第2章	第3次管理計画期間中の社会動向及び実行分析	7
第1	森林・林業施策等の動向	7
1	国の動向	7
2	県内の動向	8
第2	森林資源の状況	10
1	面積	10
2	蓄積及び成長量	10
第3	第3次計画の実行状況	11
1	重点計画事項	11
2	基本的計画事項の実行状況	13
第3章	県有林の現況	19
第1	位置及び面積	19
1	位置	19
2	面積	20
第2	地況及び動植物	21
1	地勢	21
2	気象	21
3	地質	23
4	土壤	24
5	動植物	26
第3	林況	27
1	天然林	28
2	人工林	29
第4	事業施設	30
1	林道施設	30
2	採種園	30
第5	保安林及び国立公園等	30
第6	森林管理認証	32
1	認証取得の目的	32
2	認証取得の概要	32
3	認証取得更新の経緯	32
第7	土地貸地及び部分林等	33
1	土地貸付等	33
2	保護団体	33
第8	地域森林計画及び市町村森林整備計画	34
第9	森林経営計画	34

第4章	管理方針	35
第1	計画の位置付け	35
第2	基本方針	36
第3	重点的に取組む事項	37
1	国際基準に基づく森林管理の推進	37
2	林業の成長産業化への寄与	38
第4	その他	39
1	県行分収林と一体的な管理の推進	39
第5章	計画の基本的事項	41
第1	地種区分及び面積	41
第2	土地利用区分及び面積	41
第3	森林区画の区分及び面積	42
1	事業区	42
2	林班	42
3	小班	42
第4	作業団	45
1	作業団区分の考え方	45
2	本計画における作業団（作業団に準ずる単位）の名称	47
3	作業団（作業団に準ずる単位）ごとの生産目標・誘導目標	49
4	作業団（作業団に準ずる単位）ごとの施業基準等	54
第5	標準伐採量及び標準更新面積等	73
1	考え方	73
2	標準伐採量	75
3	標準更新面積	76
4	伐採を予定する箇所の選定方法	78
5	伐採箇所ごとの伐採量および伐採方法	78
6	伐採指定量	78
7	事業区別伐採指定量	79
8	地種別、作業団別、主間伐別伐採指定量	80
第6	造林及び保育	81
1	造林を予定する箇所の選定方法	81
2	造林箇所ごとの更新面積および更新方法	81
3	事業区別更新指定量	81
4	地種別、作業団別更新指定量	83
5	樹種別、更新種別面積内訳	84
6	保育指定量	84
第7	種苗の所要量	86
第8	林道その他搬出施設	87
1	計画方針及び計画量	87
2	作業システム	89
第9	保護及び管理に関すること	90
1	林野の保護	90
2	県有林の管理	94
第10	保健休養利用	98
第11	その他	99
1	オフセット・クレジットの活用推進	99
第6章	事業区別計画	101
第1	中北事業区	101
1	第3次計画期間中の主な出来事	102
2	位置及び地況	102
3	土壤及び林況	103

4	地域の特徴.....	103
5	森林整備の方針.....	104
6	事業計画.....	109
第2	峡東事業区.....	117
1	第3次計画期間中の主な出来事.....	118
2	位置及び地況.....	118
3	土壤及び林況.....	119
4	地域の特徴.....	119
5	森林整備の方針.....	120
6	事業計画.....	124
第3	峡南事業区.....	131
1	第3次計画期間中の主な出来事.....	132
2	位置及び地況.....	132
3	土壤及び林況.....	133
4	地域の特徴.....	134
5	森林整備の方針.....	134
6	事業計画.....	139
第4	富士・東部事業区.....	147
1	第3次計画期間中の主な出来事.....	148
2	位置及び地況.....	148
3	土壤及び林況.....	149
4	地域の特徴.....	149
5	森林の整備方針.....	150
6	事業計画.....	155

## はじめに

本県は、県土の 78%を森林が占める全国有数の森林県です。県有林は、このうち、46%、15 万 8 千 ha を有し、県土面積（44 万 7 千 ha）の 35%を占めています。

この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生した大水害の復興に役立てるよう、1911（明治 44）年 3 月、当時の入会御料地が特別御下賜された恩賜林です。

県有林は、御下賜以来、県民福祉の増進に寄与することを基本に、社会情勢の変化に伴う県民の様々な要請に応えながら、活力ある森林の維持・造成による県土の保全や水資源の涵養<sup>かんよう</sup>等、森林の持つ公益的機能の充実強化を図るとともに林産物の持続的な供給などの役割を果たすため、先人たちのたゆみない努力によって守り、育てられ、本年 3 月に御下賜から 110 周年の節目を迎えました。

今回の計画は、近年の台風の大型化や記録的な豪雨の発生といった気象の変化や、県内における大型木質バイオマス発電施設や大型合板工場が稼働するなどの木材需要の高まりを踏まえ、本県の森林・林業・木材産業の指針として 2020（令和 2）年 3 月に策定された「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が定める「森林の公益的機能の強化」や「林業の成長産業化の推進」の実現に向け、これから 10 年間に県有林が取り組む管理・経営に関する実施計画として編成しました。

本計画により県民の財産である県有林がもたらす多様な恵みを共有するとともに、次の世代に引き継ぐための適切な森林管理や利用を進めています。